

育休代替任期付職員・臨時的任用職員の勤務条件の概要

別 紙

(令和8年4月現在)

区分	育休代替任期付教諭	臨時的任用教諭
任用事由	正規職員が1年を超えて育休を請求する場合の代替職員	①正規職員の欠員補充のための職員 ②正規職員の育休取得等による代替職員（1年以下の任用に限る。）
任用期間	正規職員が育休を請求した期間の範囲内（3年以内） ※任用期間満了後、再度の任用の可能性あり	①…6月以内（更新し6月追加） ②…………育休の取得期間（1年以内） ※いずれも再度の任用の可能性あり
勤務時間	週当たり38時間45分	週当たり38時間45分
給料月額	受験案内に記載のとおり	受験案内に記載のとおり
期末・勤勉手当	（4月1日に新規で任用された場合） 6月支給 0.95625月分 12月支給 2.125月分 3月支給 0.4月分 （計 3.48125月分） ※6月の期末勤勉手当については、前年12月から3月末までの期間に臨時的任用職員等の任用がある場合、支給月数が加算される場合あり	（4月1日に新規で任用された場合） 6月支給 0.95625月分 12月支給 2.125月分 3月支給 0.4月分 （計 3.48125月分） ※6月の期末勤勉手当については、前年12月から3月末までの期間に臨時的任用職員等の任用がある場合、支給月数が加算される場合あり
退職手当	有（職員の退職手当に関する条例に基づき支給）	有（6月以上の任用がある場合に限り、職員の退職手当に関する条例に基づき支給）
その他手当	通勤手当、扶養手当、住居手当等	通勤手当（※）、扶養手当、住居手当等 ※任用の始期・終期が月中途の場合、日割りにより通勤手当を支給
年次有給休暇	年間最大20日付与（翌年度への繰越しあり） ※年度中途に任用された場合は、任用の月に対応して付与	年間最大20日付与（翌年度への繰越しあり） ※年度中途に任用された場合や11月以下の任用の場合は、任用月数に応じて付与
特別休暇	結婚休暇、子・孫の看護休暇、出産（産前・産後）休暇、忌引等	結婚休暇、子・孫の看護休暇、出産（産前・産後）休暇、忌引等
病気休暇	有	有
育児休業	無（育児短時間勤務も無）	無（育児短時間勤務も無）
介護休暇	有	有
健康保険	公立学校共済組合に加入（2月超の任用が見込まれる場合に限る。）	公立学校共済組合に加入（2月超の任用が見込まれる場合に限る。）
厚生年金		日本年金機構管掌の厚生年金に加入（2月超の任用が見込まれる場合に限る。）
雇用保険	非加入	非加入（広島市の暫定再任用職員となる資格がある者等は加入）
災害補償	地方公務員災害補償法の適用を受ける。	地方公務員災害補償法の適用を受ける。
その他	・広島市職員互助会に加入	・①は、広島市職員互助会に加入 ・広島市の暫定再任用職員となる資格がある者等は、上記にかかわらず暫定再任用職員に準じた勤務条件とする。

※上記の内容は、給与改定等により今後変更される可能性があります。